## 国分寺市役所総合案内板設置者募集要項

国分寺市が行う総合案内板の設置者の公募に応募される方は,この要項をよく読み,応募資格要件を満たしていることを確認の上応募願います。

1 件 名

国分寺市新庁舎総合案内板設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申し込むことができます。

- (1) 国分寺市内又は近隣市に事業所等を有し、トラブル時に速やかな対応がとれること。
- (2) 総合案内板の設置業務において、自社で管理運営ができること。
- (3) 市税等の税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でない こと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第 147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- 3 設置条件等
  - (1) 別紙仕様書による。
  - (2) 行政財産使用料

国分寺市役所新庁舎 1階の一部4㎡ 月額1,212円/㎡以上とする。

- 4 応募について
- (1) 応募方法

「応募申込書」、「誓約書」の提出をもって応募とする。

(2) 提出日時

令和5年11月1日(水)~10日(金)各日8:30~17:00 ※土日祝日を除く

(3)提出方法

応募申込書を封筒に入れ、封をして持参すること。

件名〇〇〇〇



## (4) 設置者選定方法

設置者は、仕様書の必須条件を全て満たした申込者の中から、「3 設置条件等(2)」の金額以上かつ最も高い使用料を提案した者とする。また同じ使用料を提案した場合は、該当者によるくじ引きで決定する。また、申込者が一者の場合であっても上記「2 応募資格要件」及び「3 設置条件等」を全て満たしている者については決定とする。

## (5) 設置者決定日

令和5年11月17日(金)までに決定する

## (6) 提出先及び連絡先

国分寺市戸倉一丁目6番地1

第3庁舎1階

国分寺市総務部契約管財課管財係

電話 042-325-0111 (内線 421・563) 042-325-0120 (直通)